

広島県告示第二十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされる場合を含む。以下同じ。）第五十四条の二第四項において準用する生活保護法第五十条の二の規定によって、次のとおり指定介護機関の所在地を変更した旨の届出があった。

平成三十一年一月十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地		変更年月日
			新	旧	
社会福祉法人 泰清会	三原市港町一丁目三番三二号	トータル・ケア アサンライズ 宮浦訪問看護 ステーション	三原市宮浦六丁目六番五号	三原市深町五八三番地	平成二九年六月一日
社会福祉法人 泰清会	三原市港町一丁目三番三二号	訪問介護サン ライズみはら	三原市宮浦四丁目四番一九号	三原市深町五八三番地	平成三〇年一月一日
株式会社アップ ル介護サービス	三原市本町一丁目七番三二号	アップル介護 サービス訪問 介護事業所	三原市本町一丁目七番三二号	三原市本町二丁目一三番三九号	平成三〇年一月一日
株式会社ニッ クス	広島市東区尾 長東二丁目六 番六号	ニックスケア デイサービス センター府中 浜田	安芸郡府中町 浜田四丁目六 番七号	安芸郡府中町 鶴江二丁目二 〇番五号	平成三〇年一月二二日